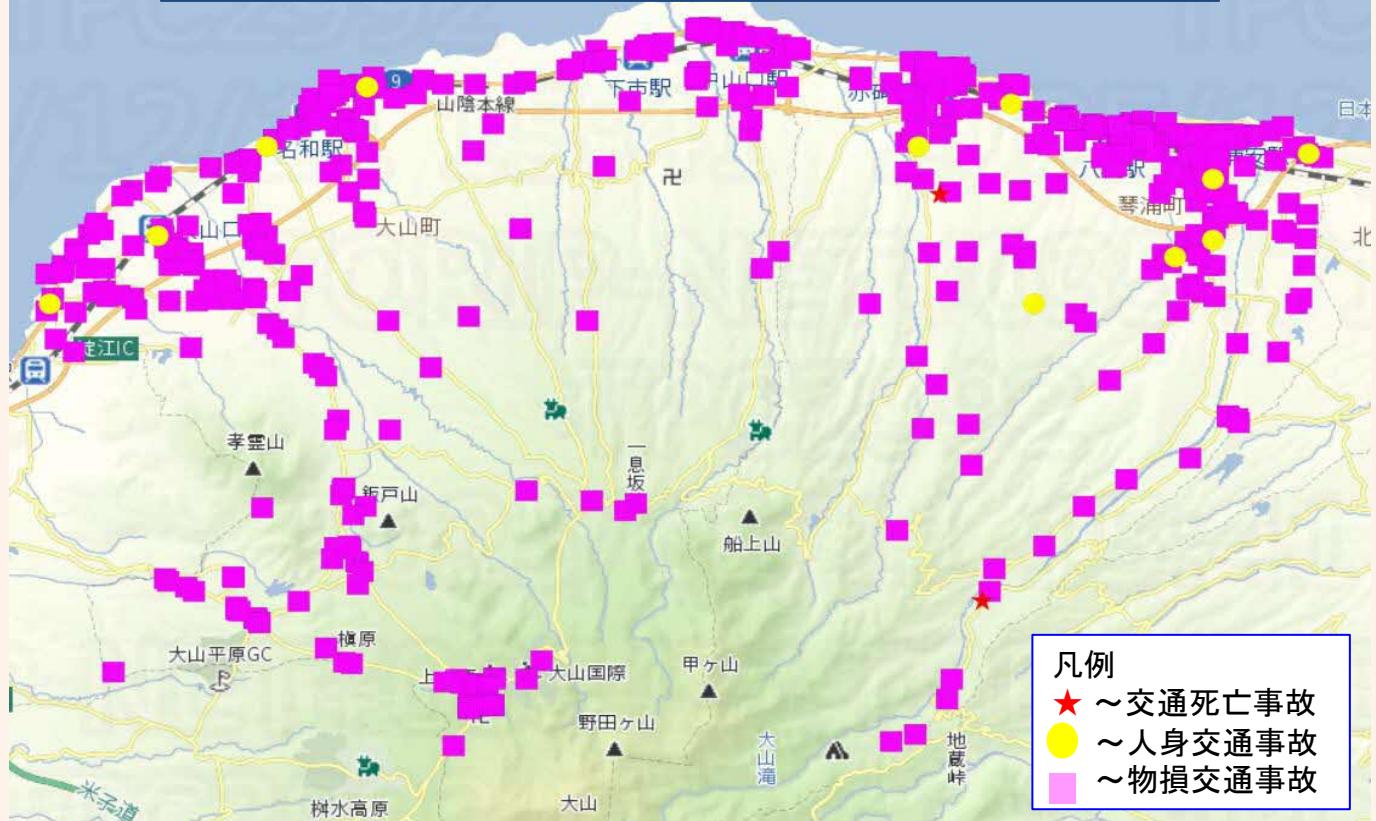


琴浦大山警察署速度取締り指針

(令和8年1月)

令和7年中の管内人身交通事故発生状況（11月末）



凡例

- ★ ~交通死亡事故
- ~人身交通事故
- ~物損交通事故

- 管内人身交通事故の発生は減少しているものの、物件交通事故は増加傾向にあり、国道9号及びその周辺道路、大山へと続く県道等において多く発生している。
- 管内全般で単独による交通事故が多く、町道等、比較的の交通量が少ない交差点において、車両相互の人身交通事故が発生している。
- ショッピングセンター・コンビニ等の駐車場での接触事故や単独事故の発生が多い。

琴浦大山警察署において速度取締りを重点的に行う路線

すべての交通事故の未然防止と発生時の被害軽減に資する速度抑制対策を推進するため、交通事故の発生実態の分析を踏まえ、下表のとおり重点的速度取締りを行います。

なお、これ以外の路線・区域、また子ども達が安心して通学できるよう、通学路などにおいても速度取締りを実施します。

| 重点路線 | 重点時間帯 | 重点区域 | 規制速度 |
|------|------------|------|-----------|
| 国道9号 | 7:00~18:00 | 管内全域 | 法定・50km/h |

その他の交通指導取締り

悪質かつ危険な「飲酒・無免許運転」を始め、

信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害、携帯電話使用、合図不履行、通行禁止、シートベルト等の各種交通違反取締り、また自転車運転者による交通違反についても、管内全域で実施します。